

審査基準・標準処理期間ファイルの説明

県に関する許認可等の審査基準、標準処理期間等を処分ごとに記載しています。

列番号	項 目	記 載 内 容
A列	No	整理番号
B列 C列	担当部局等 担当課名	処分を所管する本庁担当部局名及び担当課名を示しています。
D列	法令区分	根拠が行政手続法か、山形県行政手続条例かを示しています。 法：行政手続法（法律、政令、省令等が根拠となるもの） 条：山形県行政手続条例（条例、規則等が根拠となるもの）
E列	法令名	処分の根拠となる法令名を示しています。
F列	根拠条項	処分の根拠となる条項を示しています。 (例) 第1条第5項 → 01-5 第20条の2第1項第4号 → 20の2-1(4)
G列	処分の概要	処分の概要を記載しています。
H列	審査基準設定	審査基準を設定している場合に○で示しています。
I列	審査基準の 概要又は名称	審査基準の概要又は審査基準を示している要領や通知等の名称を記載しています。

列番号	項目	記載内容																
J列	審査基準 未設定理由	審査基準を設定していない場合は、その理由を下記の区分により番号で示しています。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>未設定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	番号	未設定の理由	1	法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である	2	地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している	3	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である	4	過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である	5	将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	6	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である	7	その他
		番号	未設定の理由															
		1	法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である															
		2	地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している															
		3	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である															
		4	過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である															
		5	将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない															
6	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である																	
7	その他																	
K列	標準処理期間 設定	標準処理期間を設定している場合に○で示しています。																
L列	期間（日）	標準処理期間の具体的日数を示しています。 （受付機関、経由機関、協議機関、処分機関における標準処理に係る総日数）																
M列	標準処理期間 未設定理由	標準処理期間を設定していない場合は、その理由を「審査基準未設定理由」と同様の区分により番号で示しています。																
N列	備考	審査基準又は標準処理期間の未設定の理由が「その他」の場合の内容や、審査基準、標準処理期間等について特記すべき事項を示しています。																